福島県総合計画審議会議事録

日　時　　平成２２年　７月１４日（水）１４：００～１５：４０

場　所　　杉妻会館　百合

司　　会

本日は、ご多忙のところ、福島県総合計画審議会にお集まりいただきありがとうございます。

私、本日の進行役を務めさせていただきます企画調整部土地・水調整課の鈴木でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、ただ今から、福島県総合計画審議会を開催いたします。

初めに、企画調整部長からごあいさつを申し上げます。

企画調整部長

企画調整部長の野崎でございます。福島県総合計画審議会の開催に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。

本日はお忙しい中ご出席をいただきまして誠にありがとうございました。また、委員の皆様には、日ごろ県政の伸展のために、格別のご支援、ご協力をいただきまして深く感謝を申し上げます。

さて、福島県国土利用計画の改定につきましては、昨年11月に当審議会に対しまして知事から諮問をさせていただいたところでございますが、当審議会に設置をされました福島県国土利用計画改定検討部会におきまして、これまでの間、計４回にわたり精力的に審議を重ねていただき、本日、中間整理案としてご提示をいただくこととなりました。これまでの部会の委員の皆様のご尽力に対しまして厚く御礼を申し上げます。

近年の県土利用の状況は、人口減少や少子高齢化が進行する中、地価の下落や土地取引件数の減少が続くなど、土地需要が減少しておりますとともに、耕作放棄地の増加や中心市街地の空洞化などの低未利用地の問題が顕在化してきておりまして、こうした土地の有効利用が重要な課題になってきております。こうしたことから、豊かな生活や生産が展開される場としての県土利用につきましては、よりよい状態で次世代へ引き継ぐこと、すなわち持続可能な県土管理を行うことが求められていると考えております。

このため、県土の利用に関する基本的事項を定めまして、その長期的なビジョンとして行政上の指針となる本計画におきましては、部会でのご議論によりまして、今後の県土利用の基本方針として、土地利用の量的調整、土地利用の質的向上、地域の活力を支える土地利用、県土利用の総合的マネジメントの推進、この４つをお示しいただいたところでございます。本日はこの４つの基本方針を柱とした第五次の県国土利用計画の中間整理案につきましてご審議をいただくこととしております。委員の皆様には、慎重審議の上、中間整理案のとりまとめをいただきますようにお願いを申し上げます。

また、先月、本審議会に設置をされました総合計画進行管理部会に関連をいたしまして、特別委員の方々に就任の快諾をいただいておりますので、後ほどこの場で委嘱状の交付を予定しております。

最後になりますが、委員の皆様には、今後とも県政全般に対するさまざまな観点から、ご意見、ご提言を賜りますようお願いを申し上げまし

てあいさつといたします。どうぞよろしくお願いいたします。

司　　会　　それでは、次に鈴木会長からごあいさつをお願いいたします。

鈴木会長　　皆様、改めまして、お忙しいところご出席をいただきありがとうございます。

日曜日には参議院議員通常選挙があり、結果を見てすぐに未来が開けたというわけにはいかない複雑な思いをしたり、豪雨が大変だったり、大変な状況の中でこの審議会を迎えます。しかし、福島県の抱える課題はいろいろありますけれども、何とかこれを前向きにしていかないといけない、こういうことだと思います。

この総合計画審議会の中で国土利用計画を扱うようになってから大分時間がたちます。前は、国土利用計画は別の審議会があって、総合計画審議会とは別だったのです。これを一緒に議論をするようになって、毎年さまざまな議論をしてまいりました。国土利用計画は県の作る計画があるべき姿を示していても、その間に起きてくる開発行為を引きとめることがほとんどできないままに、結果だけオーライ、結果だけ報告をしていただくということが毎年続いてまいりました。こんなのは我々の意志のない計画ではないか、などという激しい議論があって、この国土利用計画の見直しを図る、新しい方向性を探ろうではないか、こんな議論が起きたのはもう数年前であります。昨年あるいは一昨年、国土交通省のほうでもこの国土計画がもうちょっと具体的な意志を反映したような計画にしないといけない、全国にたくさん今広がってしまっている遊休農地、福島県だけで２万ヘクタールあります。この遊休農地をどうするのか、遊休農地が放置されている状況をどうするのか、こういうことが計画の中でどう受け止められるのか、こういう議論が国土交通省の研究会の中でも議論になりました。ちょうどそういうタイミングの中で福島県が新しい国土利用計画を、今、部会を通して作ろうと、こんなことになっております。

昨年の11月、知事から、この国土利用計画の改定についての諮問を受けました。その後、先ほど部長からお話がありましたように、部会を設置して、４回にわたってこの国土利用計画の理念あるいは土地利用の区分ごとに量的な算定等について検討してまいりました。このほど中間案みたいなものが一応まとまりましたので、皆さんにお諮りをして、もし、これでよかろうということになれば、中間案ですけれども、広く県民の意見を聞くべくパブリックコメントにかけるという段取りになるのかと思います。

そんなわけで、国土利用計画の中間案を皆さんにお諮りするというのが今日の段階、皆さんがもしこれでご了解を得られれば、広くパブリックコメントにかけるという段取りになるかと思います。そのようなわけで、部会の検討してきた内容について、今日は丁寧に皆さんにご審議をいただきたい、こんなふうに思います。

最終的には、県のほうから示されているのは、10月ぐらいにはパブリックコメントの後に最終的な計画案としてまとめて、その段階で改めて総合計画審議会のほうでオーソライズする、こういう段取りになるようであります。

いずれにしても、先程来お話がありましたように、福島県の県土がいろいろな格好であちこちひずみが出てきたり、そういう経過をたどっておりますので、新しい県土の総合土地利用計画について、ぜひ皆さん方からの前向きの積極的なご意見を賜りたい、こんなふうに思います。よろしくお願いいたします。

司　　会　　次に、推薦団体からの推薦者の変更により審議会委員に変更がありましたのでご報告いたします。

福島県農業協同組合中央会長の庄條徳一様です。なお、本日は都合によりご本人が欠席のため、長島常務理事に出席いただいております。

議事に入ります前に資料の確認をさせていただきます。本日、机の上にご用意させていただきましたものが、福島県総合計画審議会の次第、出席者名簿、席次表の３枚と、参考として福島県総合計画審議会設置条例と福島県総合計画審議会委員名簿をお配りしております。

また、本日の資料として、事前にお送りし、本日ご持参されるようお願いしておりますものとして、資料１「国土利用計画について」、資料２「福島県国土利用計画（第五次）素案」、資料３「福島県国土利用計画（第五次）素案の概要①」、資料４「福島県国土利用計画（第五次）素案の概要②」、資料５「福島県国土利用計画（第五次）の改定に係るスケジュール」、この５つの資料がございます。なお、資料３と資料４につきましては、一部微修正がございましたので、本日改めて配布させていただいております。

さらに、参考資料としまして、青ファイルを机の上に準備してございます。この中には「県土の利用区分ごとの規模の目標の考え方」、それから、福島県国土利用計画（第五次）素案の概要の「具体的なイメージ」等の資料をまとめて綴ってございます。この青ファイルにつきましては以降の審議会において参考資料として使用したいと考えております。本日の審議会終了後に回収させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

また、資料１から５の通し番号を各資料上部に、資料ごとのページ番号を資料下部に、それぞれ表示しております。

不足等がございましたら、恐れ入りますが事務局のほうへご連絡願います。よろしいでしょうか。

では、これ以降は福島県総合計画審議会条例第５条第２項の規定により、会長に議長をお願いしたいと存じます。

それでは、鈴木会長、よろしくお願いいたします。

議　　長
（鈴木会長）

それでは、しばらくの間、議事進行役を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

最初に、手前味噌なのですけれども、この青いファイルの中に国土交通省のつくった本が入っています。「土地利用基本計画を作ろう！」という、こういうパンフレットです。これは、昨年度、国土交通省で開かれた研究会に私も参加をいたしました。それから福島県の担当者も参加をして、研究会の中で議論したものがまとまっているものです。先ほど申し上げましたように、この中で結構喧々諤々、土地利用基本計画の現在持っている限界だとか問題点、そういうものについてかなり煮詰めた議論ができたと私自身は勝手に思っています。また機会がありましたらこれを見ていただけるとありがたいと思います。ちょっと手前味噌のような報告の話でございました。

さて、それでは審議に入りますが、その前に例によりまして定足数の確認をいたします。本日は、委員現員が25名中、私を含めて16名が出席しておりますので、本審議会が有効に成立していることを、まずご報告申し上げます。

それでは、その次に議事録署名人を２人選びたいと思いますが、私の方から指名させていただいてよろしいでしょうか。

（「異議なし」という声あり）

どうもありがとうございます。

それでは、今日は、お一人は影山委員、もうお一人は原田委員、お二人にお願いしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

それでは、早速議事に入りまして、最初の「福島県国土利用計画（第五次）素案について」であります。昨年11月５日に開催された総合計画審議会において、福島県国土利用計画改定検討部会を設置し、私を含めて７名の委員に部会委員になっていただきました。

その後、１月から７月に合わせて４回部会を開催し、福島県国土利用計画の改定について鋭意審議を行い、そこでの審議を踏まえて部会委員の皆さんの意見を反映した上で、去る７月７日の第４回の部会において中間整理案として取りまとめたところであります。

本日は、この部会における中間整理案について、「福島県総合計画審議会における部会の設置について」の５にしたがって皆様方にご報告をさせていただく、こういう段取りであります。

部会長は私が務めておりましたけれども、その概要につきましては事務局のほうから説明をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。どうぞ、お願いします。

土地・水調整課長

土地・水調整課長の鈴木でございます。事務局を務めさせていただいております。よろしくお願いいたします。

では、まずお手元の資料１をご覧いただきたいと思います。これは、おさらいになりますけれども、中間整理案の説明に入ります前に、まず、

国土利用計画について若干ご説明をしたいと思います。

国土利用計画とは、国土利用に関する行政上の指針となる計画でありまして、全国計画、都道府県計画、市町村計画から構成されておりまして、都道府県計画は全国計画を、市町村計画は都道府県計画を基本として策定することとされております。

全国計画は国土利用に関する最上位計画でありまして、国土利用の長期的構想という位置づけでございます。現在の計画は平成20年７月に閣議決定をされております。

県計画は、県土利用に関して最も基本となる計画でありまして、策定に当たりましては全国計画を基本とし、審議会及び市町村の意見を聴くとともに、議会の議決を要することとされております。現在の計画、第四次計画になりますけれども、これは平成13年３月に議決されたものでございます。

市町村計画は市町村の土地利用に関して最も基本となる計画でありまして、都道府県計画を基本とするとともに、市町村基本構想に即して策定されるものでございます。

このページの下部に体系図が記載されておりますのでご覧いただきたいと思いますが、県国土利用計画は県土利用の基本構想でありまして、ビジョンでありますが、即地的な計画といたしまして県国土利用計画を基本として策定される土地利用基本計画というものがございます。これは、先ほど鈴木会長さんのほうからお話があったものでございますが、この土地利用基本計画といいますのは県土利用に当たっての規範を示すマスタープランでございまして、五地域区分を図示した計画図と、土地利用の基本方向や重複する五地域の調整指導方針等を内容とする計画書から構成されておりますが、この土地利用基本計画に即しまして、それぞれ個別規制法が各法律に基づく土地利用規制を行うという法体系となっております。

次に、現在までの経過につきまして簡単にご説明いたします。先ほど会長さんのほうからもありましたけれども、昨年11月５日に国土利用計画の改定につきまして、この総合計画審議会に諮問させていただき、併せて改定検討部会を設置したところでございます。その後、今年の１月に第１回目の検討部会を開催いたしまして、県土利用の現状と課題についてご審議をいただきましたが、この結果につきましては２月に開催いたしました総合計画審議会においてご報告をしたところでございます。

さらに、今年度に入りましてから検討部会を３回開催いたしました。この検討部会の資料それから議事概要については審議会委員の皆様にその都度送付させていただいておりますが、検討部会では、県土利用の基本方針、それから県土の利用区分ごとの規模の目標、計画を実現するために必要な措置の概要につきましてご審議をいただき、最終的に７月７日に開催いたしました検討部会において中間整理案としてまとめられた

ものでございます。

それでは、中間整理案の内容についてご説明をしたいと思います。資料２、これは素案の本文でございます。それから、資料３、資料４には素案の概要①、②がございますが、概要の方につきましてはＡ３判でまとめたものでございますが、こちらのほうがよりわかりやすいと思いますので、こちらの方でご説明をしたいと思います。皆様には、本文のほうも併せてご覧いただきたいというふうに思います。

まず、資料３、上部に記載しております通し番号でいいますと26ページになりますが、これをお開きいただきたいと思います。

県土利用の現状、課題、基本方針を相関図の形で記載しておりますが、県土利用の現状から課題が浮かび上がってきて、この課題を踏まえて基本方針ができるという大きな流れになっております。

最初に土地利用の現状でございますが、まず、県土の特性といたしましては、本県は東北圏と首都圏の結節点にあるという地理的優位性を有しておりまして、また、交通網が整備・伸展しているということ、広大な県土と豊かで多様な自然、美しい景観に恵まれている、多極分散型の県土構造を有しており七つの特色ある生活圏を形成してきたこと、などが挙げられております。

次に、県土利用をめぐる基本的条件の変化でございますが、まず１つ目といたしまして人口減少と少子高齢化の進行でございます。これによって担い手不足への懸念が生じているということでございます。

次に、産業構造の変化でございますが、第３次産業のウエイトの高まり、あるいは第２次産業の高付加価値化の進行など、産業構造が変化しているということが挙げられます。

次に、地球環境問題の深刻化でございますが、温暖化をはじめとしたいろいろな問題が出てきているということでございます。

また、４つ目といたしまして、世界的な人口増加や資源制約の高まりによりまして、食料・資源・エネルギー問題が顕在化してきていることが挙げられます。

最後に、土地の有効利用や質的向上への要求が高まりを見せるなど、土地利用に対する意識の変化が見られるということが挙げられます。

これら５つが今後の土地利用の動向に影響を及ぼす条件の変化であるというふうに考えられます。

次に、県土利用の現状でございますが、農用地につきましては、減少傾向は弱まってはきているものの、依然減少が続いているという状況でございまして、これは開発による減少だけではなくて、農用地の遊休化、いわゆる耕作放棄地化による影響が大きいということでございます。

森林につきましては、大規模な林地開発の減少等によりまして、森林面積はここ数年はほぼ横ばい状態であるということでございます。宅地については、相変わらず市街地の拡大が続いておりまして、それに比例

をいたしまして中心市街地の空洞化が進行している、また、地価の下落、土地取引件数の減少など、土地利用が減少していることなどが挙げられております。

次に２番目の県土利用の課題でございますが、県土利用をめぐる基本的条件の変化や県土利用の現状を踏まえますと、量と質の両面から総合的に県土管理を進めることによりまして、県土の魅力を高め、よりよい状態で県土を次世代に引き継ぐこと、すなわち「持続可能な県土管理」を行うことが県土利用における課題であるというふうに考えられます。

なお、この持続可能な県土管理を行うに当たっては、下の視点として記載しておりますとおり、７つの視点に留意する必要があると考えられます。

まず最初に、人口減少・土地需要減少局面における土地利用に関する視点でございます。人口減少・土地需要減少局面においては、市街地拡大につながる開発への慎重な対応が必要でありまして、また、低未利用地の有効利用や再利用といった土地の管理の視点が必要となるというふうに考えられます。

視点の２でございますが、県土の安全性の確保に関する視点でございます。近年、自然災害が増加しているということでありますが、都市への諸機能の集中や農山漁村における土地管理水準の低下が懸念されておりまして、県土の安全性を総合的に高める取り組みが必要であるというふうに考えられます。

３番目に、環境負荷の低減に関する視点でございます。地球環境問題の深刻化を踏まえまして、特に自然的土地利用が多い本県においては自然環境との調和が重要であり、また集約型・低炭素型のまちづくりを進めることが重要であると考えられます。

４番目に、自然環境や景観を生かした土地利用に関する視点でございます。土地利用転換圧力の低下やゆとりなどを重視する価値観の多様化が進んでいる状況を、土地利用のあり方を見直す好機としまして、良好な都市環境の形成、緑豊かな自然環境や景観の確保、歴史的・文化的風土の保存など、地域資源を生かした県土利用を進めていくことが重要と考えられます。

５番目に、食料・資源・エネルギー問題への対応に関する視点でございます。将来、世界的に食料・資源・エネルギーが不足することが懸念されている中、将来にわたる食料の安定的供給の確保を図るとともに、再生可能なエネルギーの活用などによる資源節約型の経済社会構造への転換を進めていくことが重要と考えられます。

６番目に、地域における県土管理の視点でございます。今後、担い手不足等によりコミュニティの維持が困難になったり、耕作放棄地の増大や森林整備の遅れなど、土地管理水準の低下が進む地域も多くなることが懸念されておりまして、農用地や森林の持つ多面的機能の維持が必要

であると考えられます。

最後に、総合的な視点の必要性でございます。土地利用を考えるに当たりましては、土地利用がより広域的に連動性を持つようになってきていることなどから、個々の土地利用だけではなくて、周囲の土地利用との関係性などを踏まえまして利用のあり方を総合的に考えることが必要であるというふうに考えられます。

以上の７点が、持続可能な県土管理を行うに当たって留意すべき事項であると考えられます。

次に、右側になりますが、県土利用の基本構想についてご説明をいたします。

まず、県土利用の基本理念についてでございますが、県土利用に当たっての基本的な考え方としまして、国土利用計画法第２条で規定されております土地利用に当たっての基本理念を記載しているものでございます。

次に、県土利用の基本方針ですが、今回、４つの基本方針を記載しております。

まず、基本方針１の土地需要の量的調整についてでございます。人口と土地需要が減少している局面において、郊外への無秩序な市街地の拡大と拡散の抑制と併せまして、既存の土地の有効利用・高度利用を一層推進して良好な市街地の形成を図ること、また、県土の有効利用と維持管理の観点から、農用地や森林などの自然的土地利用については、適正な保全を基本といたしまして、都市的土地利用への転換に当たりましては慎重な判断のもとで計画的に行うということを基本方針としております。

次に、基本方針２の土地利用の質的向上でございます。成熟化社会への移行に伴いまして県土利用においても量的拡大から質的向上への対応がより一層求められているわけですが、とりわけ全体として土地利用転換圧力が低下している状況を、県土利用の質的向上をより一層推進するための好機と捉えまして、土地利用の質的向上を量的調整と併せて進めていく必要があるということでございます。

まず、質的向上の１つ目は、災害に強い県土づくりでございます。風水害や豪雪、津波といった自然災害の種類、あるいは地域における土地利用の状況、居住形態、都市化の進展状況などによって災害の状況は異なるわけでありますが、こうした災害に関する地域の特性を踏まえまして土地利用を図る必要性があるということ、また、災害の多発化や被害の甚大化が懸念されてきていることから、防災の強化に加えまして、万一災害が発生した場合でも被害を最小限に食い止めるという「減災」の視点も組み合わせまして、安全性を総合的に高めるということを方針としているところです。

質的向上の２つ目は、循環と共生を重視した土地利用でございます。

経済の発展等に伴いまして人間の活動量が多くなり、自然の環境を圧迫するようになってきたわけでありますが、人間活動と自然が調和した物質循環の維持や、流域における水循環と土地利用の調和など、循環と共生を重視した土地利用を進めるということを方針としております。

質的向上の３つ目は、美しくゆとりある土地利用ということでございます。本県は、広大な県土に豊かで多様な自然を有しておりまして、古くから自然に合わせた農林水産業などが営まれることによりまして、美しい景観が保存され、地域の風土や文化などがつくり上げられてきたわけでありますが、経済活動に伴う開発や土地利用の混乱などによりまして、地域の個性ある景観が失われつつあるという現状でございます。このため、ゆとりある都市環境の形成、歴史的・文化的風土の保存、地域の自然的・社会的条件等を踏まえました個性ある景観の保全・形成などを進めるということを方針としております。

基本方針の３つ目は、地域の活力を支える土地利用ということであります。人口減少や高齢化の進行する地域においては、地域の担い手が不足し、コミュニティの維持が困難になったり、土地の管理水準の低下が進むことが懸念されているわけであります。特に、県土面積の大部分を占めます過疎・中山間地域では、そういった懸念が増大しているということであります。そこで、地域の活力という点に視点を置きまして、各地域間の機能分担や連携、交流、定住など、地域の活力の維持・向上を図る土地利用を促進していくということとしたものでございます。

基本方針の４つ目、最後になりますが、これは県土利用の総合的マネジメントの推進ということでございます。土地利用のあり方につきまして、地域の合意形成を図るとともに、土地利用転換、土地の有効活用、維持管理、再利用といった一連のプロセスを管理する視点、あるいは、県土の質的向上を図る上での地目横断的な視点、周辺の地域との調整を図る視点などを踏まえまして、地域の土地利用の問題に取り組んでいくことを「県土利用の総合的マネジメント」といたしまして、地域の主体的な取り組みを通じてこれを推進するということを方針としたものでございます。

以上が、県土利用の現状及び課題、さらには、この課題を踏まえました基本方針でございますが、本文におきましては、この基本方針を受けまして、地域類型別及び利用区分別の基本方向についても記載をしているところでございます。

今までの説明が、本文の第１章、第２章に当たるわけでございますが、次に、第３章の県土の利用区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要についてご説明をしたいと思います。

本文をご覧いただきたいと思います。上に書いてあります通し番号でいいますと15ページに当たります。

県の国土利用計画は、先ほどご説明いたしましたとおり、国の国土利

用計画を基本として策定するものでありますが、もう一方で県の総合計画の部門別計画であるという性格も併せて有しております。このため、規模の目標につきましては、県の総合計画の目標年次と同じ平成26年ということとしております。県土の利用区分ごとの規模の目標はページ下部の表に記載のとおりでございますが、また、18ページには県内７地域ごとの規模の目標を表示しております。この規模の目標を算定する際の基本的な考え方についてご説明をしたいと思います。

お手元の青ファイルをお開きいただきたいと思います。青ファイルを開きますと、まず一番最初に参考資料といたしまして県土の利用区分ごとの規模の目標の考え方というものが入っていると思います。上部の番号でいいますと29ページでございます。

左側に規模の目標の一覧表がございますが、それぞれの利用区分ごとに面積目標の考え方を、動向という形で記載をしております。右側には特に解説が必要と思われます、左側の表でいいますと網かけの部分になりますが、農地、森林、住宅地、工業用地について、過去からのトレンドと面積目標の考え方について記載しておりますので、こちらについて説明をしたいと思います。

まず、農地でございますが、国土利用計画法上の農地は耕作されている農地というものを指しまして、耕作放棄地はここの農地には含まれないこととされております。耕作放棄地はこの表でいいますと一番下の「その他」というところにございます。

農地の過去のトレンドを見てみますと、平成10年から平成20年にかけまして、農地面積は約16万1,000ヘクタールから15万1,000ヘクタールと、約１万ヘクタール減少しております。これは、農地が宅地や道路等に転用されるということがもちろんありますが、そのほかに耕作放棄地化による影響が大きいということが想定されます。

今後の農地の動向でございますが、まず、減少要因といたしましては、宅地や森林への転用ということでございますが、これは、開発圧力が低下しているということから、転用面積については徐々に少なくなっていくというふうに推計をしておりまして、平成26年までに1,809ヘクタールを想定しております。また、農地の耕作放棄地化としては1,260ヘクタールの減少ということで推計しております。

逆に、農地の増加要因といたしましては、森林からの転入分といたしまして７ヘクタール、耕作放棄地の解消分といたしまして、平成22年から26年までの５年間における耕作放棄地の解消予定面積、毎年400ヘクタール×５年ということで2,000ヘクタールになりますけれども、この2,000ヘクタールに平成21年の実績を加えまして、2,162ヘクタールの解消を見込んでおります。この結果、目標年次の農地面積は平成20年よりも941ヘクタール少ない15万100ヘクタールを見込んでいるというものでございます。

次に森林でございますが、森林は国有林と民有林の合計で、林道面積は含まないということとされておりますけれども、近年、大規模な林地開発案件が減少してきているということで、トレンドで見ましてもここ数年横ばいで推移しているということ、また、地球環境問題への対応や県土保全の観点から、森林保全が重要であるということを踏まえまして、現状維持を見込むこととしております。

次に住宅地でございます。住宅地は、建物の敷地及び建物の維持または効用を果たすために必要な土地とされておりまして、ここで言う住宅地には空き家も含むこととされております。過去のトレンドを見てみますと、平成10年から20年にかけまして約2,200ヘクタールほど増えているということでありますが、一番右側に示しておりますとおり、10年から20年にかけまして、総世帯数は約４万6,000戸増加をしていますが、総住宅数は約８万戸増加しているという状況でございます。結果として空き家が３万3,000戸ほど増えているという状況になっております。今後は、世帯数の伸びというものはあまり期待できないわけでございますが、面積の伸びは鈍化をするものの、緩やかに増加をするというふうに予想しておりまして、700ヘクタールほどの増加を見込んでおります。

次に工業用地でございます。工業用地は従業員10人以上の操業中の事業所の敷地面積とされております。したがって、工業団地として造成された土地でありましても、工場が立地していないという土地についてはここには含まれないということとなります。近年の趨勢や事業所数の推移、企業の立地動向、また、企業立地促進法や工場立地法の改正等によりまして緑地率とか環境施設率の緩和が進んでおりまして、工場敷地の有効利用が可能となっていることなどを踏まえまして、微増ということで見込んでいるところでございます。

次に第４章の、計画を実現するために必要な措置の概要についてご説明をしたいと思います。

Ａ３判の資料４、素案の概要②でございます。上部に記載しております通し番号でいいますと27ページ、これをお開きいただきたいと思います。また、お手元の青ファイルの２枚目に、上部に記載しております通し番号でいいますと30ページになりますけれども、ここにこの素案の概要の具体的なイメージとして記載しておりますペーパーがございますので、併せてご覧いただきたいというふうに思います。資料の上部に４つの基本方針を記載いたしまして、それぞれの基本方針を実現するために必要な措置の概要・方向性につきまして下に記載しているものでございます。なお、県土利用の総合的マネジメントの推進につきましては、基本方針すべてに関係するというものであるため、わざわざ四角では囲んでいないというものでございます。

それではご説明をしたいと思います。まず、基本方針１の土地需要の量的調整を実現するために必要な措置の概要でございますが、土地利用

の転換の適正化と土地の有効利用の促進について記載をしております。

まず、土地利用の転換の適正化についてでございますが、農用地・森林・原野については、農林業の生産活動の場としての役割、それから県土保全機能に配慮をいたしまして、利用転換を抑制することを基本としまして、特に農用地については優良農用地が確保されるように配慮すべきこと、大規模な土地利用の転換につきましては、土地利用に関する諸計画等との整合を図るとともに、事前に十分調整を行い適正な土地利用を図ること、個別規制法による規制の弱い、いわゆる計画白地地域については、個別規制法との調整を通じた総合的かつ計画的な土地利用を推進すること、などについて記載をしています。

次に、土地の有効利用の促進についてでありますが、農用地につきましては、農業生産基盤の整備を推進することと併せまして、担い手の育成確保と担い手への利用集積を図ること、また、農外企業による農業参入や畜産利用、他作物栽培などによりまして有効利用を図って耕作放棄地の増加を防ぐこと、森林につきましては、公益的機能を重視した森林整備を行うことや林業の担い手育成や森林の維持管理のための基礎的条件の整備を図ること、宅地につきましては、空き家・空き地等の活用や既存工業団地等の未利用地の有効利用を図ることなどについて記載をしているものでございます。

次に基本方針２の土地利用の質的向上を実現するために必要な措置の概要でございます。

まず、災害に強い県土づくりでございますが、災害に対する安全性を高める土地利用では、治水施設の整備などのハード整備とハザードマップなどを活用するソフト対策が一体となった防災・減災対策を図ること、農用地や森林の持つ機能の向上につきましては、保安林や治山設備の整備とともに、農林業の担い手の育成や農山漁村における生活環境の向上を図ること、災害に強いまちづくりの推進につきましては、災害時にも機能する広域ネットワークの確保や都市公園などのオープンスペースの適正な配置になどについて記載をしているものでございます。

次に、環境の保全と美しくゆとりある県土利用についてでございますが、低炭素型社会の実現に向けまして、集約型都市構造の形成やグリーン物流の推進など、環境への負荷の少ない社会経済システムの形成に向けた土地利用を図ること、３Ｒの推進などによりまして適正な資源循環の確保を図ること、高い価値を有する原生的な自然の厳正な保全、あるいは里山などを含めました二次的自然に関する多様な主体による保全活動の促進などにより、豊かで多様な自然環境の保全を図ること、農用地や森林の適正な維持管理あるいは雨水の地下浸透の促進などを推進することなどによりまして健全な水循環を確保すること、地域特性を踏まえた取り組みなどを通じまして良好なまちなみ景観の形成や里山などの景観の保全を図ることなどについて記載をしているものでございます。

次に、基本方針３の地域の活力を支える土地利用についてでありますが、これにつきましては地域施策の推進ということで記載をしております。

交通ネットワークの整備や円滑な物流ルートの確保などにより、広域的な連携・交流の促進を図ること、あるいは、都市においては、例えば若松市の七日町通りのまちなみ保全など、中心市街地における個性ある取り組みを推進すること、農山漁村におきましては、例えばクラインガルテンや菜の花プロジェクトなど、地域資源を活用した都市と農山漁村との交流、定住・二地域居住を促進することなどについて記載をしているところです。

最後に、基本方針４の県土利用の総合的マネジメントの推進についてでございます。

国土利用計画法等の適正な運用につきましては、土地利用関係法令の適正な運用、関係機関相互間の連携・調整、また、市町村国土利用計画等の策定の促進に向けた取り組みについて記載をしております。

参画と連携による県土管理の推進につきましては、まず県土の有効利用を担う主体の確保と育成が重要であることから、特に過疎・中山間地域を中心としました農山漁村におきまして農林業の担い手づくりを推進すること、また、土地所有者だけではなくて、土地所有者以外の多様な主体が、例えば森林づくり活動や緑化活動への参加、地元農産品や地元材製品の購入など、さまざまな方法によりまして県土の適切な管理に参画し連携していくという取り組みを推進するということについて記載をしているものでございます。

以上が第４章、計画を実現するために必要な措置の概要でございます。

第五次福島県国土利用計画の中間整理案の説明は以上でございます。

議　　長　どうもありがとうございました。

皆さん、事前にあるいはご覧になっておられると思いますが、五次の素案は全部で４章構成になっています。１章と２章が現状と課題、基本方針、それから３章が県土の土地利用区分、数値目標です。４章が計画を実現するために必要な措置の概要と、本文はこうなっていて、それを今、大きな表等で説明をいただきました。

ただいまの説明について、もし皆さん方でご質問やご意見があれば承りたいと思います。どこからでも結構ですのでお願いいたします。

原田委員　今の説明につきまして若干質問をしたいと思います。

１つは、今から15、16年前、福島空港が開港したころ、ちょうどそのころ、私たち白河の近辺は、那須町に農林水産省が草地試験場という広大な土地を持っていました。それは土地の買収が必要ないということで、そのころ盛んに首都機能を東北へ、那須白河地方へ持ってこようと、そういうことは県庁の人たちも、それから佐藤栄佐久前知事も、私たちのつき合っている商工会とか商工会議所の青年部の方々も本気になって臨

んでいました。

それが、今は私の個人の見解としては、景気がよくなっても何しても、東京都知事が頑張っているから恐らく来ないだろうと思います。したがって、首都移転の関係と、今までに部会の人たちが決めたことにつきまして、やっぱりそれをあきらめて、福島県は要するに東北と首都圏の中間地にあり、そこで工場が来たりなんだりして活性化すればいいんだなということが書いてあると思いました。

それから、七つの生活圏については私は賛成でありまして、私は香川県や東京都の６、７倍の面積を有する福島県というのは、会津は会津、中通りは中通りでも、北も、私の住んでいる南もある、浜通りも北も南もあるということで、それは大賛成です。

質問の３つ目は、遊休農地の増大ですが、これは、私はなぜ遊休農地が増えるかというと、昔は私たちが30年前に東京に修学旅行に行くときには、お米を３合用意しなさい、お米を３合持っていって、旅館の人は東北のお米はうまいということで喜んでいました。今は、お米よりもお金のほうが強い。当時、30年か35年前、私たちが中学生のころは、非常にお米の魅力があったわけです。それがなくなったものだから、要するに棚田がなくなった。いいところだけ田んぼをつくる。また、田んぼの値段も、お米が取れるところが高いのではないのです。国道に面しているとか、いいところにあるかです。そういうことを考えると、私は方策の中で部会の方が考えられたかどうかをお尋ねしたいと思います。

一つはへき地に住む、山間地に住む、中山間地域です。その人たちが山間地に住むことによって恩恵を受けるような政策を、お国はどうかしらないけれども、福島県知事を先頭にして福島県独自の政策を立てる必要がある。

一つは教育の問題です。今、教育は大体30人教育になったのだけれども、この間、いわきの田人地区の貝泊小学校というところは休校したのです。私たちの東白川郡鮫川村の中間にあるところ、そこに茨城県の人が、お父ちゃんとお母ちゃんと子ども３人が住んできたものだから、そこで学校が休校から再び再開した。そういうことで、私も２回か３回前の委員会で述べたのですけれども、へき地に住む人がメリットがあるような政策を私は県がとらなければならないと思います。というのは、へき地であれば、今度は森林のまちのあそこにある石川郡古殿町、これは５つの小学校を１校にしたのです。すると、今、校長先生も少ないからなかなか校長になれる人も少ない。そういう意味で、へき地はへき地であってもいいから、なるべく複式学級をなくして、へき地であっても先生方がちゃんと、今は福島大学を卒業した人たちが余っているのだから、だから、そういう人たちも就職できると。そして、塾に行かせなくていい。古殿町に住んでいると、ちゃんと３時か４時に授業が終わったら、あとは塾みたいなことでお残りをさせたりなんだりしてやって中学校に

行かせる。すると磐城高校にも入れるし白河高校にも入れる。そういうふうにして、へき地の人たちが住むメリットというものを私はこの中に書いてもらいたい。そういう審議がなされたかどうかを一つお聞きしたいと思います。

最後に、やっぱりこれからは少子化だ何だかんだと人口が減っているわけです。そういう中で、お金持ちの人はお金があるから塾にも行かせる。それから、都会に住んで私立の受験校にも行かせる。お金のない人はどうしようもないから教育格差が出てくるのです。これは東京都以上に福島とか茨城とか長野とか、そういうところが増えるのではないかと思うのです。そういう意味で、ただ単に歴史の流れとか時代の流れで決まったという方針を出すのではなくして、方針を転換することによって負の遺産をプラスにするようなことを私は部会の場で検討してもらいたかった。それについて部会でどんなことを話されたか回答を求めたいと思います。以上であります。

議　　長　　ありがとうございます。

大きく言うと４点ぐらいだったろうと思いますけれども、今のご質問は部会に参加されてどういう議論を、ということなので、もし部会のほうで、ここいらで心当たりのある方は、あるいは自分のご発言でも結構です、お受けしたいと思います。後ほど事務局のほうで、最初の、例えば首都機能移転などは、正直いうと部会の中でほとんど議論していませんね。

原田委員　　あきらめてしまったのですね。

議　　長　　あきらめたというか、そういうことを話題に全くしませんでしたので、もし、ここいらで事務局のコメントがあったらお願いします。大きく言うと４つぐらいありましたけれども、部会の方々で何かございましょうか。

浅和委員　　今、原田さんが言ったようなこと、私もそういうふうに話をしました。ただ、残念なことに、これは県でいくらこの計画の中で打ち立てても、結局、計画に沿わないような計画では実態性がないわけです。だから、例えば人口の問題。国立の社会保障とか人口問題研究所の推計値によると、平成27年には197万6,000人になるのです。平成47年には164万9,000人です。こうならないようにするための方策を打つのが結局計画だろうと私も質問したのです。現実的には、これはなかなかそうはいかないのです。だから、私も原田さんと全く同じような考え方で、だから大切なのは、これはやはり県の計画というよりも国策として、この農山漁村の人口が今言ったように減るのです。そして、統廃合と称して先ほどあったように５つの学校が１校になる。実質これは４校が廃校になるのです。そうすると、明治から続いた小学校が実質廃校になるということは、そこに次世代は住む人がいなくなるのです。これは結果的にはそこのところは衰退するのだね。

いわき市の田人地区、貝泊の学校がやりました、卒業生が１人いうのをね。昭和の合併のときに田人村というのは8,000人であったはずなのです。今は確か人口があそこは2,000人くらいです。だから、どうしようもなくて分立するようになってしまった。

だから、そうならないような計画をということで、何かないかということを私も質問したのですが、現実的には難しいのです。結局、そういう地方農山漁村などというところは、小学校がなくなるようなそういうことは、結果的にはやっぱり自治体の衰退でしょう。自治体も、これは積み重ねが国づくりなのでしょう。これは国家の衰退なのです。だから、ならないようにするためには、目先の利害得失論ではなくて、最大の社会資本整備という位置づけをした政策を、国がやはりこれは打たなくてはならない。最大の社会資本整備なのだと。だから、そういう位置づけをして、明治から続いた小学校が、やはり生徒数が確保できる、そこで何とか曲がりなりにも生活できる、そういうのは最大の社会資本整備の位置づけをしないと、生活ができなければこれはやっぱりどうしようもないのです。だから、そこからやはり他産業に行ったりふるさとを後にしていってしまうということになるのですね。だから、その辺をやるのは、こういう県の計画のことよりも、やはり広く我々のような町村自治体とか、もろもろの団体とか、これはやっぱり国策で今言ったような位置づけをした政策をとってくれないかと。結果的には、この国そのものが日本人で日本の国家を継続できなくなるのではないかということで、やっぱりこれは政治家によく言わなくてはならない、こう思うのです。

そういうことで、遊休農地のこととか、これは全国で平成17年、38万6,000ヘクタールだかあるのですね。福島県は先ほど言ったように平成17年は２万1,700ヘクタールあるのです。ことしが国調、農業センサスですから、この面積より増えるとも減りはしないと思うのです。それだけやはり地方が衰退してきたと思うのです。だから学校も、どんどん、どんどん、先ほど言ったように実質廃校になる。

そういうことで、この計画の説明を聞きましたが、これは大きく理想論を掲げても、これは県独自ではどうしようもないようなので、一応は現実に合った計画ということに、あるいは現実性のある土地利用計画にならざるを得ないのではないかと。私も原田さんと同じようなことを言ったのですけれども、やっぱりそういうことなのです。国策に我々が別な角度で、そういう点についてはぶつけるしかないのではないかと、そんなふうに思っております。

原田委員　了解しました。

議　　長　部会の一人であります。他の方で何か。事務局のほうで何かコメントがありますか。

土地・水調整課長　まず、首都機能移転の関係でございますが、今回の国土利用計画の目標年次が平成26年ということで、５年ということです。５年間の間に首

都機能移転が何か動くというのはなかなか想定しにくいということもありますので、首都機能移転問題については今回の計画では触れていないということでございます。

それから、七つの生活圏については、先ほど賛成だというお話がありましたが、これは、この計画に先立ちます総合計画の審議の中で七つの生活圏については話があったかと思いますが、七つの生活圏は固定するものではないけれども、当面これで行こうということで整理がついているのだろうというふうに思っております。

それから、教育関係の学校関係の話がありましたが、これは土地利用計画ということでございますので、なかなか教育問題についてここに書くというのは難しいことがございますが、へき地、いわゆる過疎・中山間地域対策としましては、基本方針の３番に「地域の活力を支える土地利用」というものを入れております。実は、県の国土利用計画というのは国の国土利用計画を基本として作るということとされておりますが、この基本方針の３番につきましては福島県独自に入れたものでございます。これは、本県は過疎・中山間地域が８割以上を占めているという本県の特殊性にかんがみましてわざわざ入れたというものでございまして、過疎・中山間地域に配慮した計画としたいということでございます。

以上です。

議　　長　　これは、長島さんや國井さんなどの部会のメンバーからご説明をいただいたほうがいいと思いますけれども、遊休農地だとかそういうものの問題を言われましたけれども、農政・林業等にかかわる専門家の方からは、やはりこれを担う担い手、これをどういうふうに育成していくのかという観点がなければ、遊休農地を減らすとかそういうことは無理だと、農業や林業というのは今そういう局面にあるので、この中で担い手ということをまず強力に訴えるべきだというのがお二人のご意見で、そのことをこの中で触れているはずであります。そんなことが議論の中であって、そこに反映されたものです。何か説明はございますか。

庄條委員
（代理　長島氏）　私はＪＡでありますので、特に耕作放棄地の問題は大変重要な問題です。これは県土面積に占める農用地なり等々の問題、さらに果たす役割、多面的機能からいってもやはり耕作放棄地は非常に重要な問題でありますので、特に意見を申し述べさせていただいたわけであります。

24ページです。ここに結果的にはいろいろ議論させていただいて、今、原田委員がおっしゃるような趣旨でまとめができたのかなというふうに私は理解しております。頭にページがついていますが、24ページでありまして、やはり耕作放棄地がなぜ起きているのかということになると、これは浅和委員からも出たように、生活ができるような条件が整わない限りだめでありまして、耕作放棄地ができたのは、特に福島県の場合は養蚕とたばこです。これが、産業構造等々の変化によって、それが国際化もあるわけですけれども、そういう対応をしきれなかった部分もあり

ましてこうなってしまった。その後策がなかなかできていないという状況にあるわけでありまして、これはやはり、できていないのは担い手の怠慢とかを超えているものだというふうに理解しておりまして、非常に厳しい条件下にあるわけですから、やはり、担い手それぞれの共同活動などでもって対処していくのは当然基本にあるわけでありますけれども、やはりそこには政策もないとできないような非常に厳しい条件がありますので、そうした耕作放棄地の解消をするには、何よりもそこで耕して所得を得ることができる、生活できるという条件整備が必要だということで、これは所得面ばかりではなくて、介護・医療等を含めて、あるいは買い物などさまざまな部分での条件整備が必要だということで、ここにも定住条件の向上ということで、生産基盤だけではなくて生活環境の整備を進めると、こういうふうなまとめになったのだというふうに理解をしております。

したがいまして、土地利用計画だけではなかなかこれは完成できませんのでこれを申し上げたわけですが、さまざまな政策、農業政策、特に今は経営安定対策、非常に重要な政策としまして、今回選挙になったわけでありますけれども、戸別所得補償制度とか大分議論されておりますが、そうした経営安定対策をしっかり打っていただくよう要請しておりますけれども、そうしたさまざまな政策が、この土地利用計画と齟齬を来さないように関連づけながら展開していかないと担い手も育たないと。したがって、この土地利用計画も絵に描いた餅になってしまう恐れがあります。政策的にはその辺の関連・整合性・連携が非常に重要だということが重要だろうと思っております。

ただ、もう一つ言えることは、このページの一番下の②に整理がされているわけでありますが、非常に重要なことは、これは土地利用者とかだけではなくて、やはり県民がこの福島県のよりよい県土づくりのために、そういう参画意識を持つ。土地利用者だけのことではなくて、その利用者以外もさまざまな部分で、よりよい県土の利用のために、保全なり発展のために関与できるわけであります。ここにも例示が書いてありますけれども、そうしたことも必要であろうと。政策だけではなくて、土地利用者の主体的な活動、あるいは共同活動、さらにはさまざまな県民すべての参画といいますか、いわば県土は公的財産だと、次の世代に引き継いでいくいわゆる財産だということで、自分たちの世代でそれを壊さないようにそれぞれの立場で関与できることはしていくと、こういったような啓発要素も必要だろうと思っておりまして、そうしたことがこの②の中で整理がされたのかなと思っております。

以上であります。

議　　長　　原田さん、いかがですか。

原田委員　　今の町村会長の浅和先生と、それからＪＡ農協関係の人から、大変力強い回答を得まして、私は満足です。遊休農地について若干補足しなが

らしゃべりたいと思います。

実は、遊休農地は福島県が一番多いのだと言われたのが５年か６年前の新聞報道かＮＨＫのニュースだったと思います。これは困るなと思ったのです。私は獣医師なのですが、犬は一切診ませんし、犬猫は全然苦手なのですが、多いときには１人で700頭ぐらいの牛を診ました。大変だからと大学から講師クラスの人を３年間預かったりしてやったのですが、今はその牛も半分に減ってしまったのです。どうしようもないから、私はその遊休農地に自分で牛を飼ったのです。今６頭いるのですが、放牧でやって牛を食わせている。私は、装置というのは太陽電池だというふうに証明しています。太陽電池は京セラとか三洋電機に頼んでパネルをつくらなければならないのだけれども、私たちの牧草というのは、牛に食わせれば、牛はお米を食わなくても、麦を食わなくても、豆を食わなくても、草だけで結構太るのです。そして、繁殖和牛の場合には、自分の子どもを宿して出産するくらいのパワーを持っているのです。だから、私がやったからといって始めようとみんなに宣伝したのです。ところが、私は年金を十分もらっているから、朝晩苦労してそんなことやりたくないと、あんたは牛が好きだから勝手にやっているだべと、そういうことだけれども、私は我慢してやっているのです。大学の人たちが実習に来たり、あとは、私のところには農林水産省の家畜改良センターがあるから、そこのモデル事業として研修の場に使っているのです。やっぱりそうやって遊休農地を畜産利用できているのです。ただ、県北のほうの桑畑の跡地については、その桑の葉っぱが栄養があるからとお茶をつくっているグループも若干あるけれども、採算が合っているかどうかは私の経営と大体同じです。そういう意味で、あきらめずにそういうことを普及するようにすることが大事です。

それから、國井先生のところの森林なのですが、私のところは７町歩ぐらいしかないのですが、昔、私が中学生のころは村長選挙というと必ず山持ちが出てくるのです。山の木だけ売ってあとの選挙資金を出して、また木を植えておけば、なんぼだって出られる。今は、30町歩、40町歩持っている大森林家が全然儲からなくなっているから、何をやっているかというと福島県庁に勤めると、こういうわけですね。

こういう状態ではいつまでたってもだめ。だけれども、今は森林環境税が入ったし、いろいろな知恵をつけられたものだから、今は農政課長さんは大体私の同級生とか後輩なのですが、やっぱり、先ほど町村会長が言ったとおりに、福島県でなんぼ頑張ってもだめなものはだめなのです。県が頑張ってもだめだから、国が農業政策についてこうやらなければだめだということで、お米の余った問題とかいろいろなことがあるから、私は町村会長さんが言うように、やっぱり国の政策に期待するしかないと思います。

きのうのニュースでは、三洋電機が、米粉ではなくお米を入れること

によって４時間後にパンができるという機械ができたのです。５万円だから早速買いに行けと言ったら、そんなのわからないからとうちのかみさんは買うなと言ったのだけれども、ああいうのができてくると、私はまた増えると思います。

そういう意味で、やっぱり福島県は福島県のアイディアを出しながら、あと、県に、参議院議員通常選挙は終わってしまったけれども、選挙をとおして、やはり県民のためになる、県の農民のためになるような政治をお願いするようなことを私は提案したいということで、私はこれで発言を２回したから、以上で終わります。あと、他の委員の皆さんも、座長さんが頑張っているのだからしゃべっていただければと思います。

以上です。

議　　長　今、原田さんとやり取りをしていて、ちょっと気になったのは、ここに林業だとか農業振興の担当の方はおられるのでしょうか。県が頑張ってもどうしようもないよという話ではなくて、それなりに県の方向性だって見据えながらやっているわけだから、ちょっと何か、県としてはこの遊休農地対策だとか、あるいは森林対策だとか、この国土利用計画にそのまま盛り込むというわけにいかないので、だからその点に触れていないのだと思いますけれども、全くやっていないわけではないので、ちょっと釈明というよりも説明の機会を。何かありましたら。

農村振興課長　農村振興課長の佐藤と申します。よろしくお願いします。

ただいまの委員の方のご意見、畜産的な利用ということについても、県のほうでも積極的に進めているところでございます。ありがとうございます。

ただいまおっしゃいましたように、福島県の耕作放棄地の面積につきましては、国勢調査と一緒に行われます農林業センサスという統計で、平成７年から平成17年、３回続けて全国一の面積で推移してございます。今年は農林業センサスの年となってございまして、年明けには新しい数字が出てくるものと思っております。

先ほど委員からもありましたように、特に中山間地域が福島県は多くて、桑あるいは葉タバコ、コンニャク等の衰退によりまして面積が大きくなってきております。また、高齢化も相まって後作をどうしたらいいかというところで、なかなか進んでこなかったところがあるかと思います。

福島県も、この平成７年の結果を受けまして、県単独事業といたしましてさまざまな事業をやってきてございますが、如何せん財政的な問題もございまして、今まで１年間に平均で80ヘクタールから90ヘクタール程度解消してきた実績がございます。昨年度からの国の新しい交付金事業が始まりまして、これは約２分の１の補助が出るということで、昨年から各地域の市町村に地域協議会というものを作っていただいて、現在、51市町村まで協議会が設立され交付金を受けられるような状態が整って

ございます。これはいわゆる耕作放棄地の再生・再整備、あるいは土壌改良、それから営農作付または施設整備、きめ細やかな交付金事業でございまして、これを今年度も活用して、現在目標にしております年間400ヘクタールの解消について全力で取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。よろしくお願いいたします。

議　　長　どうもありがとうございました。

福島県の県土構成の特徴から、農業地域と森林地域の課題が大きいことは事ほどさようにご理解いただけたと思いますけれども、他の土地利用についてもある程度聞いておかないと配分が悪いので、それ以外の土地利用でこの国土計画の記述の中で気になる点がありましたら、まず、ちょっとご指摘をいただきたいと思います。

長澤委員　それでは、私の方で、まず一点は事務局さんの方に質問をさせていただきまして、あと一点は私の意見ということで述べさせていただきます。

まず最初に、こちらの福島県国土利用計画の資料２の２ページの前文のところです。この前文のところに、「福島県総合計画で示された基本方向を踏まえた県土利用における行政上の指針となるものである」と書かれております。これは、この上にといいますか、国の全国計画というものがあって、その全国計画の内容といいましょうか、指針を受けて、その指針も包含して、そして福島県国土利用計画というものが作成されたプロセスなのかどうかということ、それが一点です。

それから、下の一番最後のところに、「なお、この計画は、社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ見直しを行うものである」と、非常にこの一文が、私、今後のこの福島県国土利用計画（第五次）が作成されたときに、我々市民も事務局の皆様方も、ここは非常に肝に銘じておいて、これからさらなる問題が出た場合に素早い対応をするという意味をここでは書いているのかどうかということを一点、この２つをお伺いいたします。まず、そこのところだけお答え願います。

議　　長　資料１に基づいて説明をすればいいのでしょうか。事務局のほうでどうぞ。

土地・水調整課長　まず、前文の全国計画が包含されているのかということでございますが、そもそも法的位置づけといたしまして、県の国土利用計画は全国の国土利用計画を基本として作るということとされております。ですから、全国の国土利用計画は平成20年７月に閣議決定されておりますが、方向性については同じ方向を向いているということでありますが、細部につきましては本県の独自性をいろいろと加味しておりますので、細部については異なる部分も多々あるということでございます。

それから、必要に応じて見直しを行うということでございますが、これは委員がおっしゃるとおり今後社会経済情勢上にこの計画を見直さなければならないような重要な変化が生じてきた場合には、当然これは見直しをしていくという趣旨でございます。

議　　長　　その上でどうぞ。

長澤委員　　その上でという接続語をいただきましたので、私は一生活者なのですけれども、南相馬市の宅地、約100戸くらいの団地といえば団地なのですけれども、バブルの時期に開発されまして、山が切り崩されまして、そこに100戸近い家が建ち並びました。私は一番最初ですので、それよりバブルの以前ですから40年そこに住んでいますので一番古い住民なのですが、今現在、100戸近くありましたその団地が、空き家が、まず５分の１が空き家になりました。それは、一つ理由は、高齢化を迎えてそこを離れると、非常に便利なところなのですけれども、それでもやはり、さらに都市部にお子さんたちが行って独立して家を買っているのでそちらに行くということで空き家ということが一つ、それから、ローンを組んで支払えなくなって、そして手放すと、それが最近急激に増えております。非常に多く増えております。新しくつくって５年くらいたって、あれ、いないなと思いましたら、ローンが払えませんということで手放されたと、そういうケースが最近顕著になっております。

それから、その宅地、いつの間にかいろいろなところでそういった30戸、40戸の住宅が点々と散在するようになっております。大きな福島市の南向台のような、ああいった大きな住宅形成ではなくて、恐らく私は民有の田んぼ、それから畑地、それを売って、そこに住宅会社さんが開発会社さんと組んで、そこに10戸、20戸単位で、ぽつぽつ、ぽつぽつと田んぼの中に点在する住宅地ができております。そういった状況が最近多く見られております。

それで、私は、それは一例なのですけれども、この福島県国土利用計画素案にずっと目を通させていただきまして、非常に内容が多岐に渡って、しかも余すところなく、県土利用の状況、それから課題、それから基本構想、そういったものが全部遍く入っているというところで、すごいなと私はまず感心しました。ただ、感心しました後に来ましたのは、果たして先ほど鈴木先生がおっしゃったように、今までの福島県国土利用計画は後追いであると、つまり、現状が破壊される、それから、現状にいろいろな問題が出た、今まではそれを後追いするような利用計画だったということでおっしゃいましたが、今回の第五次のこの計画はそういったことではなく、前に出て、前に全身で後ろから来るものを阻止すると、そういったような私はこの計画が生かされていくようなことがまず求められるのではないかなと思っております。そこのところが一番重要で、どんなに、仏造って魂入らずではないですけれども、そこのところの覚悟のほどを、会長さんのお心をまずお聞きしたいと思います。

議　　長　　事務局ではなく私でいいのですね。

国土利用計画を具体的に展開するためには、ここにも書いてありますけれども、国土計画にかかわる個別法というものがあって、これ自身がきちんと連動していかないといけない。そこの部分に実は大きな溝があ

ります。都市計画法だとか森林法だとか、いろいろな法律を個別に運用している限り、今のようなところで、我々が国土利用計画をやっているけれども、実際には森林法に基づいて開発行為が進んでしまう。そこのところを阻止するためにはどうしたらいいか。

福島県では、全国に先駆けてといってもいいくらいの先駆的な事例があります。この審議会で議論をした結果、市町村レベルの土地利用計画をきちんとつくって、この計画ができれば、それに基づいて開発行為等も手続きで規制をしてしまうという方法論をこの審議会で決めたのです。それをやれるのは市町村です。

これまでにやったところは、少なくても三春町は本当に全国で初めての事例ですが、それをやってのけています。だから、県計画で実効性が十分できるか、これは実は無理なのです。市町村が都市計画だとか土地利用計画の具体的な権限を持っています。南相馬市がやる決意を持たないと無理です。そのことについては、県は59ある市町村の中で、もしもそういう条例をつくる、土地利用計画をつくるのであれば、いつでもお手伝いをしますよという、こういう体制になっているのです。そういう体制になっていて、最初にそれをやってのけてくれたのが三春町です。

ところが、残念ながら、二の手、三の手を挙げてくれないのです。県はそういう具体的な土地利用を最終権限を持つ、動かすというよりは、中間レベルの自治体ですので、それは市町村のところで受け止めていただくということが必要なのではないでしょうか。そのための大きな枠組みを用意しているので、県と市町村が連携しないとできないところなので、私たちもいつでも内心じくじたる思いをしながらこの計画を見ていることは事実です。南相馬市に言っておいてください。

長澤委員　その分はこちらの中にも書いてありますので、23ページですか、地域整備施策の推進というところでしょうか、こちらのほうに書かれてありますので、まずはわかりました。

ただ、今言ったように、市町村レベルの力がなかなか、能力といいますか力というのは、そこに住む市民が力を持つ、主体的にまちづくりにかかわっていくという、一緒にボトムアップでやっていくということが問われるわけですけれども、そういった場合に、やはり市民がどれだけの情報を市町村から得て、その情報を共有して、そして市町村の行政を動かすと、それだけのやはり能力をつけていくにはちょっと時間がかかるかなという気はいたします。リーダーシップをとれるような方々がそれぞれの市町村にいる、そのことによって、それが牽引となって市町村のいろいろな計画に生かされるというようなシステムづくりに関わるための、やはり仕組みづくりというのですか、それが問われていきますので、私は南相馬市の方に少し力を注ぎたいとは思っておりますが、やはりこれが、三春町だけでなく全県に広がっていくというのが必要だと思います。

議　　長

ありがとうございました。

時間が大分経過してしまいまして、これ以上お話をする予定はありませんけれども、ほかの方もご発言をしたい方がおられるかもしれませんが、今の長澤さんのご発言で審議会のメンバーの方々にぜひ心に留めていただきたいのは、この６月22日に閣議決定した重要な文書であります。「地域主権戦略大綱」というものです。それは、今、長澤さんが市町村にお任せしたら、まだまだ市町村の条件が十分熟していないのできつかろうと言うけれども、これから政府は市町村にがんがん流し込んできます。それによって市町村の格差が広がろうと広がるまいと、これからがんがん流してくると思われます。これが平成23年度あたりから本格化します。そういう重要文書が６月22日に閣議決定されているので、全審議会のメンバーの方々もお読みになってみてください。地域主権というものをこんな格好でやられたらこれから一層地域格差は広がるかもしれないし、でも、その中でやっていける自治体もあるかもしれない。実は非常に流動的なので、長澤さんの危惧しておられることが起きるかもしれません。でも、その中できちんとできる自治体も、浅和さんのところみたいにできるかもしれないし、それはこれからいろいろなことが想定できるので、それはかなり重要な文書だと思いますので検討していただければと思います。

さて、この原案に戻りますが、まだ皆様方の方からいろいろご意見があると思いますけれども、今日、少なくても今出た意見等を踏まえまして、最終的には私と事務局のほうで中間案として修正するところがあれば修正をして、まだこれで最終決定ではありません。先ほど申し上げましたように、これをパブコメにかけるための原案としてまとめるという作業に入っていきたいと思いますので、とりあえず中間案としてこれをこの審議会としてお認めいただきたいと思いますが、いかがでしょう。

（「異議なし」という声あり）

よろしいですか。すみません。ご発言を封じてしまうような感じになって申し訳ないのですけれども、そのようなふうにしたいと思います。よろしくお願いします。

それではその他、何か事務局の方でありますか。

土地・水調整課長

それでは、今後のスケジュールについてご説明したいと思います。資料の５をお開きいただきたいと思います。

本日の審議会で、中間整理案ということでほぼ了解をいただいたということでございますので、今後、この案で県民に対しましてパブリックコメントを一月程行いたいというふうに考えております。また、この国土利用計画は市町村の意見聴取が義務づけられておりますので、市町村との意見交換、さらには国との調整を行っていきたいと思っております。それらの結果等を踏まえました最終案を部会で審議をいただいて、10月に予定をしております総合計画審議会で答申案の審議をお願いしたいと

いうふうに考えておりまして、その結果に基づいて知事に審議会から答申をいただいて計画案の決定をし、これをもとに12月県議会に提案をしたいというふうに考えております。

以上のスケジュールでございますが、先ほど長澤委員から言われたことについて一言つけ加えますと、後追い、後追いと言われていますのは、どちらかというとこの国土利用計画の下にある土地利用基本計画、これは毎年図面の修正を総合計画審議会の方でやらせていただいておりますが、特に森林地域の縮小の問題につきましては、毎年委員の皆様から、こんなことではだめだというお叱りを受けているわけでございますが、この国土利用計画ができましたらば、速やかに総合計画審議会の方に土地利用基本計画の改定について諮問をして議論をしていただきたいというふうに考えておりますので、併せてよろしくお願いをしたいと思っております。

以上でございます。

議　　長　　主にスケジュールについてご説明がありました。それについてご注文、あるいはご質問でも結構です。ございましょうか。では、こんな段取りで進めさせていただいてよろしいでしょうか。

（「異議なし」という声あり）

どうもありがとうございます。

それでは、私が議事進行役を務めさせていただく議題はここまでです。私の任務はここまでですので、いったん閉じさせていただきます。ご協力ありがとうございました。

司　　会　　議事は以上ですが、ここで、先月開催した総合計画審議会で設置いただきました総合計画進行管理部会に特別委員として参画していただく３名の方々が、本日知事から任命されましたのでご報告させていただきます。

特別委員の方々は席にお着きください。

お手元の審議会委員名簿をご覧ください。

深澤秀樹様です。　吉岡正彦様です。　川崎葉子様です。

なお、川崎葉子様につきましては、都合により欠席されております。

ここで、委嘱状の交付と部会委員の指名を行いたいと存じます。お名前をお呼びしますので、その場でご起立の上、委嘱状をお受け取りください。

鈴木会長　　深澤秀樹様。　吉岡正彦様。

なお、川崎委員につきましては委嘱状を郵送させていただきます。

続きまして、会長から部会員の指名をお願いいたします。

私の方から部会員の指名をいたします。６月16日に開催いたしました審議会で、政策分野別重点施策の取組状況について第三者評価を機動的・効率的に実施するために、審議会に８名による総合計画進行管理部会を設置することが決定されました。その際に、審議会委員の中から部会

委員になっていただく方５名、今読み上げますと、久保委員、橘委員、寺部委員、長林委員、それと私を部会委員として指名をさせていただきました。

残る３名については、審議会委員以外の方を知事が特別委員として任命した後に、私が改めて部会委員の指名をすることとしておりました。本日、知事から任命された３名の特別委員の方々について、ここで指名をさせていただきます。先ほどからありますように、川崎委員、深澤委員、吉岡委員の３名でございます。よろしくお願いいたします。なお、本日欠席をしておられます川崎委員につきましては、事務局の方から改めてご本人にお知らせをしていただきたいと思います。

冒頭に説明がありましたとおり、福島県農業協同組合中央会長の庄條徳一様が審議会委員に任命されてございますが、庄條委員の前任の安田壽男様には、本審議会に設置しております福島県国土利用計画改定検討部会の委員に指名させていただいておりました。そこで、当該部会につきましても、本日、改めて安田前委員の後任の部会委員に庄條委員を指名させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは事務局の方に、またお返しいたします。

司　　会　　総合計画進行管理部会の８名の委員の皆様、よろしくお願いいたします。

部会委員の皆様には、審議会終了後、引き続き第１回目の総合計画進行管理部会を開催いたしますので、４階の牡丹にお移りいただきたいと思います。

これをもちまして、福島県総合計画審議会を閉会させていただきます。本日は誠にありがとうございました。

なお、本日の資料のうち、青ファイルに綴じてあります資料につきましては、次回以降の審議会において使用するため、いったん回収させていただきたいと思いますので、机の上に置いたままお帰りください。

本日はありがとうございました。

（以　上）